

平成27年度狂犬病予防注射（集合注射）のお知らせ

狂犬病は、狂犬病ウイルスを病原体とする人獣共通の感染症で、発病してしまうと治療方法がなくほぼ100%死亡する病気です。法律により、犬の飼い主は年に一度、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

町では、平成27年度の集合注射を下記の日程で行いますので、都合のつく会場へ飼い犬を連れて来場ください。なお、都合がつかない場合は、動物病院で接種してください。

実施日	時間	場所
4月22日（水）	13：10～13：30	野田みちくさの館前
	13：40～13：50	下本郷集会所前
	14：00～14：10	津地自治会館前
	14：20～14：30	下榎老人憩の家前
	14：40～14：45	上本郷公民館前
	14：55～15：05	奥渡公民館前
4月23日（木）	13：15～13：30	舟場コミュニティセンター前
	13：40～13：50	金持公民館前
	14：00～14：10	高尾公民館前
	14：20～14：30	真住公民館前
	14：40～15：00	日野町山村開発センター
4月24日（金）	13：20～13：30	久住集会所前
	13：50～14：00	小河内バス停前
	14：10～14：20	上菅駅前
	14：30～14：50	日野町公民館前
6月10日（水）・補足日	14：00～14：20	日野町山村開発センター

- ※注射は、犬を固定できる人が連れてきてください。
- ※犬の健康状態が悪いなど、獣医師が接種不可能と判断した場合は、後日かかりつけの動物病院で接種してください。
- ※雨天時の接種は、愛犬が体調を崩す場合があります。雨天の場合には、愛犬のために別の日の会場もしくは各動物病院での接種をおすすめします。

◆注射料金など（1頭当たり）

※なるべくお釣りのないように、あらかじめご準備をお願いします。

区分	注射のみ	犬の登録と注射
登録手数料	—	3,000 円
注射料	2,500 円	2,500 円
注射済票交付手数料	550 円	550 円
合計	3,050 円	6,050 円
犬マーク（希望者のみ）	80 円	80 円

▶こんなときは役場健康福祉課へ届け出が必要です。

事例	届け出	持参していただくもの
犬を飼い始めた	犬の新規登録	登録手数料 3,000 円、印鑑
犬が死亡した	犬の死亡届	鑑札、印鑑
犬を連れて転入した 犬を譲り受けた	犬の所在地・所有者の 変更届	鑑札、印鑑
鑑札を紛失した	鑑札の再交付	再交付手数料 1,600 円、印鑑
動物病院で狂犬病予防注射を受けた	注射済票の交付	注射済交付手数料 550 円、動物病院で渡される 狂犬病予防注射済証

【問合せ】町健康福祉センター（電話 72-1852）



犬の飼い主のみなさまへ
毎年、
予防接種を受けましょう



4月から、生活困窮者への支援制度が始まります。

就職

住居

家計管理

などをサポートします。

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保型給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。

<相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）>

1. まずは相談窓口へ ⇒ 2. 生活の状況を見つめる ⇒ 3. 相談者の支援プランの作成
4. 支援決定サービス提供 ⇒ 5. 定期的なモニタリング ⇒ 6. 真に安定した生活へ

●働きたくても働けない、住むところがないなど、まずはお困りごとをお聞かせください。相談支援員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族などまわりの方からの相談でも受け付けます。

●相談窓口は、日野町福祉事務所（役場健康福祉課内）に設置します。まずはご連絡ください。

【連絡先】役場健康福祉課内 日野町福祉事務所（電話 72-0334）

～こんにちは、消費生活相談員です～

知って安心！消費生活のはなし



近年、キャッシュレスでの支払い手段が次々に登場しており、クレジットカードやプリペイドカードに代表される電子マネーなどを利用する場面が多くなってきています。しかし、現金を用いず、インターネット上でもすぐ買い物できる便利さの陰で、新しいタイプの消費者トラブルが寄せられています



教えて、相談員さん！

スマートフォンで、無料だと思ったアダルトサイトに入り「18歳以上」をタップしたところ、入会金として99,900円の請求画面が出た。慌てて「退会はこちら」をタップすると、業者につながり「今ならキャンペーン価格だが、本来なら退会には20万円が必要。今すぐコンビニでプリペイド型電子マネーを購入し、その番号を教えるように」と言われた。どうしたらよいか。（60歳代 男性）



お答えします！

1. 最近、匿名性の高さから、コンビニなどで電子マネー（プリペイドカードなど）を購入してそのカード番号を伝えるよう要求されるなど、電子マネーを不正に取得しようとする業者とのトラブルが見られます。
2. カード番号のみでやり取りができるタイプの電子マネーでは、一度相手にカード番号を伝えたり、指示された番号に入金したりすると、取り戻すのは困難になります。業者に指示されても従わないようにしましょう。
3. 業者に連絡することで個人情報を知られ、さらに請求を受ける可能性があります。安易に連絡しないことです。

※消費生活相談員が地域の集会に出かけ、最近の相談事例などをはじめ、お役に立つ情報を出前講座します。お気軽に申し込みください。

※困ったなと思ったら、あきらめずに日野町消費者生活相談窓口へ

▶消費生活相談窓口直通ダイヤル（電話 72 - 0336）※役場産業振興課内